

特別用途食品と栄養表示基準における低ナトリウム表示等の取扱い

1. 低ナトリウム

(1) 特別用途食品（病者用食品）

（主な規格）通常の同種の食品の含量の50%以下であること（注1）

（表示の例）「高血圧に適する旨」とともに「低ナトリウム」、「低塩」、「減塩」など低ナトリウムを意味する文字

(2) 栄養表示基準（強調表示）

- （基準値）
- | | | |
|------------|-------------------|--------------------------------|
| ①低い旨の場合 | 食品 100g（液状 100ml） | 当たり 120mg（120mg）以下であること |
| ②～より低減された旨 | 食品 100g（液状 100ml） | 当たり 120mg（120mg）以上減少していること（注2） |
| ③含まない旨 | 食品 100g（液状 100ml） | 当たり 5mg（5mg）に満たないこと |

- （表示の例）
- | | |
|--------------------------|------|
| ①「低ナトリウム」、「低塩」、「塩分ひかえめ」等 | （注4） |
| ②「減塩」、「食塩〇〇%カット」等（注3） | |
| ③「無塩」、「ナトリウムレス」等 | |

（注1）しょうゆについては、製品 100g 中ナトリウム量 3550mg（食塩 9g）以下

（注2）しょうゆのナトリウムについて表示する場合には、同種の標準的なしょうゆに比べて低減割合が 20% 以上

（注3）低減された旨の表示は、他の食品と比べて栄養成分量が低減された旨の表示が必要。（比較対象食品及び低減量又は割合を記載せずに単に「低」等の表示がなされた場合は、低減された旨の表示ではなく低い旨の表示）

（注4）「減塩」等の表示は、ナトリウムに係る低減された旨の表示の基準が適用

2. 低カロリー

(1) 特別用途食品（病者用食品）

（主な規格）通常の同種の食品の含量の50%以下であること（注5）

（表示の例）「糖尿病に適する旨」とともに「低カロリー」、「低エネルギー」を意味する文字

(2) 栄養表示基準（強調表示）

（基準値）	①低い旨の場合	食品 100g（液状 100ml）当たり 40kcal（20kcal）以下であること
	②～より低減された旨	食品 100g（液状 100ml）当たり 40kcal（20kcal）以上減少していること
	③含まない旨	食品 100g（液状 100ml）当たり 5kcal（5kcal）に満たないこと

- （表示の例）①「低カロリー」、「カロリーひかえめ」等
②「低カロリー」、「カロリー〇〇%カット」等（注6）
③「ノンカロリー」、「カロリーゼロ」等

（注5）穀類製品については、75%以下

（注6）低減された旨の表示は、他の食品と比べて栄養成分量が低減された旨の表示が必要。（比較対象食品及び低減量又は割合を記載せずに単に「低」等の表示がなされた場合は、低減された旨の表示ではなく低い旨の表示）

特別用途食品と栄養表示基準の比較

(参考)

	特別用途食品（健康増進法第26条）	栄養表示基準（健康増進法第31条）
制度の目的	病者等の栄養管理	健康な人の健康保持増進
審査手続	個別の大臣許可	なし
販売・流通方法	病院の提携薬局、医師等の紹介による通販等	一般の販売店（スーパー、コンビニ等含む）

○健康増進法（平成14年 法律第103号）（抄）

（特別用途表示の許可）

第26条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他厚生労働省令で定める特別の用途に適する旨の表示（以下「特別用途表示」という。）をしようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2～5（略）

（栄養表示基準）

第31条 販売に供する食品（特別用途食品を除く。）につき、栄養表示（栄養成分（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）又は熱量に関する表示をいう。以下同じ。）をしようとする者及び本邦において販売に供する食品であって栄養表示がされたもの（第二十九条第一項の承認を受けた食品を除く。以下この条において「栄養表示食品」という。）を輸入する者は、厚生労働大臣の定める栄養表示基準（以下単に「栄養表示基準」という。）に従い、必要な表示をしなければならない。ただし、販売に供する食品（特別用途食品を除く。）の容器包装及びこれに添付する文書以外の物に栄養表示をする場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 栄養表示基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品の栄養成分の量及び熱量に関し表示すべき事項並びにその表示の方法

二 栄養成分のうち、国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令で定めるものにつき、その補給ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された栄養表示食品で輸入されたものを販売するに際し遵守すべき事項

三 栄養成分のうち、国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令で定めるもの又は熱量につき、その適切な摂取ができる旨を表示するに際し遵守すべき事項又はその旨が表示された栄養表示食品で輸入されたものを販売するに際し遵守すべき事項

3（略）